

宇部市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により、市民の生命に危険が及ぼすおそれのある区域において、社会資本整備総合交付金交付要綱（令和6年3月29日付け国官会第26991号。以下「交付要綱」という。）に基づいて危険住宅の移転を行う者に対して、市が補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のイからホまでのいずれかに該当する区域に存する既存不適格の戸建住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）、又はこれらの区域に存する戸建住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、宇部市が是正勧告等を行ったものをいう。

- イ 建築基準法（昭和25年法律第201号。）第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
- ロ 県条例第7条に規定する擁壁を設けなければならない区域
- ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下、「土砂災害防止法」という。）第9条に基づき山口県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- ニ 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、ハに掲げる区域に指定される見込みのある区域
- ホ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域

(補助対象事業の種類、内容、補助金額)

第3条 補助金の交付対象事業は、次の各号に掲げるものとし、別表に定める基準により行うものとする。

- (1) 危険住宅除去等事業
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設事業

(対象事業の要件)

第4条 補助金の交付対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 危険住宅であること。
- (2) 危険住宅を交付要綱附属第Ⅱ編第1章イ－16－(12)－③第1項第二号のイ

からホまでに定める区域及び、法第7条に定める土砂災害警戒区域以外の区域に移転する事業（以下、「移転事業」という。）であること。

(3) 居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の住宅であること。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。（前条第1号は除く。）

（補助対象者の要件）

第5条 補助の交付を受けようとする者は、移転事業を行う建築物の所有者とし、市税を滞納していない者に限る。ただし、特段の事由により所有者が実施できない場合はこの限りではない。

2 補助対象者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者、又は暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（事前相談）

第6条 第3条に掲げる事業の補助金の交付の申請をしようとする者は、当該申請を行おうとする前年度の9月末日までに事前相談を行わなければならない。

2 前項の事前相談の際には、宇部市がけ地近接等危険住宅移転事業事前相談書（様式第1-1号）及び事業予定書（様式第1-2号）を提出しなければならない。

3 相談書の提出があったときは、事業予定内容が補助対象事業として適当かどうかを確認し、適当であると認めるときは、その旨を相談者に宇部市がけ地近接等危険住宅移転事業事前確認書（様式第1-3号。以下「確認書」という。）により通知するものとする。この場合において、次条に規定する補助金の交付申請時において必要となる書類その他必要な事項があると認めるときは、確認書に条件を付することができる。

4 確認書は、補助金の交付を相談者に対して決定したものではない。

（交付の申請等）

第6条の2 第3条に掲げる事業の補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、宇部市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第2-1号）及び宇部市がけ地近接等危険住宅移転事業実施計画書（様式第2-2号）を提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第7条 前条の規定による補助金交付申請があったときは、審査のうえ補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付申請者に対し、宇部市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業の着手）

第8条 補助対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

（事業内容等の変更）

第9条 第7条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、移転事業の内容を変更しようとするときは、宇部市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

（事業内容等の変更の通知）

第10条 前条の申請書の提出があったときは、審査のうえ事業の内容を変更する必要があると認めるときは、宇部市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

（移転事業の中止）

第11条 第7条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、移転事業を中止しようとするときは、速やかに、宇部市がけ地近接等危険住宅移転事業中止届出書（様式第6号）を提出しなければならない。

（事業の完了報告及び補助金額の交付）

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日（当該日が土日祝日の場合は、その直前の平日）のいずれか早い日までに、宇部市がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による書類を受理したときは、現地調査等により移転事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるか審査し、当該移転事業が適正に施行されたものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第8号）により、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第13条 補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金の交付に関して付された条件に違反したとき
- (3) 移転事業等の施行方法が不相当と認められるとき
- (4) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき

2 前項の規定により、交付決定を取り消したときは、補助金の交付決定を受けた者に対し、宇部市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

3 第1項の規定による取り消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付決定を受けた者に対し、宇部市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書（様式第10号）により補助金の返還を命じるものとする。

（報告及び指導）

第14条 必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に対して報告を求め、又は事業の実施に関して必要な指導をすることができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年11月9日から適用する。

この要綱は、平成26年9月1日から適用する。

この要綱は、平成27年11月1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

この要綱は、令和４年６月８日から適用する。

この要綱は、令和６年５月１３日から適用する。

別表（第３条関係）

事業区分	補助事業の内容	補助金等
危険住宅除去等事業	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を交付する事業	危険住宅の除却に要する費用については１戸当たり事業実施年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（国土交通事務次官通知別紙）第９により算出した除却工事費を限度とする。 その他除却等に要する費用（動産移転費等）については、１戸当たり９７５千円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設事業	移転を行う者が、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）に要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、その者に対して当該借入金利子（年利率８．５％を限度とする。）に相当する額の費用（消費税及び地方消費税を除く。）を交付する事業	１戸当たり４，２１０千円（建物３，２５０千円、土地９６０千円）を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、保全人家１０戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については、１戸当たり７，３１８千円（建物４，６５０千円、土地２，０６０千円、敷地造成６０８千円）を限度とする。